

令和8年度

静岡県省エネ住宅新築等事業費補助金

省エネ性能が高い住宅の新築及び購入に対して助成します！

補
助
要
件

- ①戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入
- ②県内中小工務店※1が施工
- ③ZEH水準※2の省エネ性能を満たすこと
- ④子育て世帯及び若者夫婦世帯※3を除く世帯

※1 直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数平均が50戸/年未満である事業者（住宅フランチャイズに加盟しているものを除きます。）

※2 断熱性能及び一次エネルギー消費量の削減のみを要件とします。
（太陽光発電等の再生可能エネルギーは要件としません。）

※3 子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

※子育て世帯・若者夫婦世帯は国の「みらいエコ住宅2026事業」が利用できます。

補助額

定額

40

万円

プラス



しずおか優良木材等補助加算

しずおか優良木材等の使用（10m³以上）で補助金を加算

使用割合	補助単価	上限額
50%以上	15,000円/m ³	30万円



森林認証材の場合は、さらに上乗せ加算

補助単価	上限額
5,000円/m ³	10万円



しずおか優良木材認証マーク

申請期間

第1期：令和8年5月11日～令和8年10月14日

第2期：令和8年11月2日～令和9年3月12日

※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。

※第1期、第2期の事業完了期限が異なります。

提出方法

オンライン申請

詳細はホームページを御確認ください。

提出先

静岡県暮らし・環境部建築住宅局住まいづくり課

TEL：054-221-3084



手続きに必要な書類 (オンライン申請、スマートフォン不可)

< 交付申請 > 契約前に提出する書類*

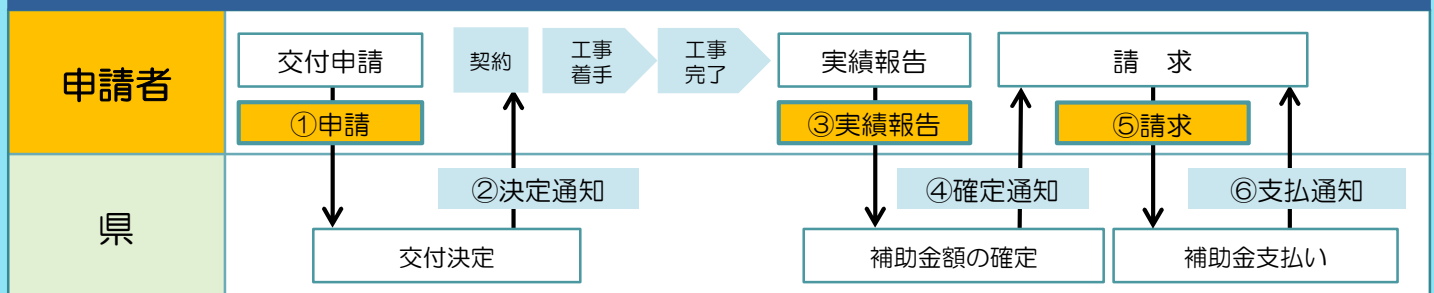
- (1) 交付申請記入シート (Microsoft Excel形式) (要綱様式第1号、2号、3号、要領様式第1号)
- (2) 確認及び誓約書 (要領様式第2号)
- (3) 設計図書 (平面図、立面図)
- (4) 木びろい表 (要領様式第3号) (しずおか優良木材等補助加算の場合)
- (5) 住民票の写し (世帯全員が確認できるもの)
- (6) 本人が確認できる書類 (運転免許証、パスポートの写し等)
並びに金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人(カナ)が確認できる書類 (通帳の写し等)
- (7) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書 (交付申請記入シートに記載)
- (8) チェックリスト
- (9) その他知事が必要と認めるもの

※事前着手の承認を受けている場合は工事着手前

< 実績報告 > 工事完了後に提出する書類 (事業完了後30日以内に提出)

- (1) 実績報告記入シート (Microsoft Excel形式)
(要綱様式第5号、2号、3号、要領様式第1号) (交付申請記入シートに追記したものに限り)
- (2) 外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる第三者機関による評価書
- (3) 外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる第三者機関による計算書 (評価機関の押印があるもの)
及び仕様書等 (外皮性能及び一次エネルギー消費量の計算に係る仕様がわかるもの (評価機関の押印があるもの))
※最終的な計画に対応する評価書及び計算書とすること
- (4) 建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 完成時の写真 (外観、各階の内観各1枚、S-woodシール又はJASマーク (しずおか優良木材等補助加算の場合))
- (6) 納品書等 (仕様書等に表記されている断熱材、サッシ、機器等の納入がわかるもの)
※建設住宅性能評価書を添付している場合は省略可
- (7) しずおか優良木材製品出荷証明書 (しずおか優良木材等補助加算の場合)
- (8) 県産材販売管理票の写し (しずおか優良木材等補助加算の場合)
- (9) 住民票の写し (補助対象住宅への入居が確認できるもの (世帯全員))
- (10) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- (11) チェックリスト
- (12) その他知事が必要と認めるもの

申請から支払までの流れ



※契約前に事前着手届の提出・承認がある場合は、契約後の交付申請が可能となります。
(工事着手までには交付申請が必要)
詳しくは県ホームページを御確認ください。

申請書類は県公式ホームページからダウンロードし、
オンラインにより申請してください。

静岡県 省エネ住宅補助金

検索

